

# 県立視覚障害者センターの指定管理候補者の選定について

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

## 1 施設の概要

施設の名称	県立視覚障害者センター		
所在地	宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号		
設置年月日	平成7年4月1日	供用開始年月日	平成7年4月1日
設置目的	身体障害者福祉法第34条に規定する視覚障害者情報提供施設		
施設概要	敷地面積：2,296㎡ 主な施設 消費生活センター1階（県立視覚障害者センター） 床面積：862㎡		
主な施設利用状況	県民利用実績 平成29年度 8,453人 平成30年度 8,477人 令和元年度 8,139人		
現在の管理運営方法	（公財）宮崎県視覚障害者福祉協会が指定管理者として管理運営を行っている。		

## 2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和2年7月6日（月）から令和2年9月7日（月）まで
指定管理者が行う業務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立視覚障害者センターの利用に関する業務</li><li>・ 県立視覚障害者センターの維持及び保全に関する業務</li><li>・ 県立視覚障害者センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運營業務</li><li>・ 点字図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務</li><li>・ 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務</li><li>・ 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務</li><li>・ 視覚障がい者に対する点字講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務</li><li>・ 視覚障がい者等に対する相談業務</li><li>・ その他知事が必要と認める業務</li></ul>
施設の管理運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立視覚障害者センターの設置目的に沿った効率的で効果的な管理運営を行うこと。</li></ul>

指定管理者の 選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用者の平等な利用の確保</li> <li>・公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画であること。</li> <li>・経費の縮減等を図ること。</li> <li>・事業計画を着実に実施するための管理運営能力を有すること。</li> <li>・地域への貢献等を図ること。</li> </ul>
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
指定管理料基準価格 （上限額）	年額26,835千円（3年間で80,505千円）

### 3 審査方法等

審査の流れ	(書類審査) ・提出された申請書等について、県が募集要領に示した資格要件の適否を審査する。											
	(指定管理候補者選定委員会による審査) ・外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会を開催する。選定委員会では、書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施する。											
	(指定管理候補者選定会議による確認) ・県の施設所管部局等で構成する指定管理候補者選定会議を開催する。選定会議では、指定管理候補者選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行う。											
	※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。											
指定管理候補者 選定委員会 委員	<table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>米村 敦子（宮崎大学教育学部特別教授）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">委員</td> <td>糸山 秀彦（税理士）</td> </tr> <tr> <td>中村 久美子（点訳音訳友の会会長）</td> </tr> <tr> <td>齊藤 勝子（宮崎県手話サークル連絡協議会会長）</td> </tr> <tr> <td>興梠 寛治（宮崎県社会福祉協議会事務局長）</td> </tr> </table>	委員長	米村 敦子（宮崎大学教育学部特別教授）	委員	糸山 秀彦（税理士）	中村 久美子（点訳音訳友の会会長）	齊藤 勝子（宮崎県手話サークル連絡協議会会長）	興梠 寛治（宮崎県社会福祉協議会事務局長）				
委員長	米村 敦子（宮崎大学教育学部特別教授）											
委員	糸山 秀彦（税理士）											
	中村 久美子（点訳音訳友の会会長）											
	齊藤 勝子（宮崎県手話サークル連絡協議会会長）											
	興梠 寛治（宮崎県社会福祉協議会事務局長）											
指定管理候補者 選定会議 委員	<table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>福祉保健部長</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>福祉保健部次長（福祉担当）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">委員</td> <td>こども政策局長</td> </tr> <tr> <td>福祉保健課長</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉課長</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>行政改革推進室長</td> </tr> </table>	議長	福祉保健部長	副議長	福祉保健部次長（福祉担当）	委員	こども政策局長	福祉保健課長	障がい福祉課長	こども家庭課長		行政改革推進室長
議長	福祉保健部長											
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）											
委員	こども政策局長											
	福祉保健課長											
	障がい福祉課長											
	こども家庭課長											
	行政改革推進室長											

審査項目・配点	選定基準	審査項目	配点
	①住民の 平等な利 用の確保	施設運営に関する基本方針	10
		県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
		平等な利用の確保に関する提案	
	②公の施 設の効用 を最大限 に発揮す る事業計 画	利用者サービスの向上に関する提案	30
		利用者増への取組等施設の効用を最大限に発揮できる提案	
		施設の設置目的の理解と課題の認識	
		指定管理者の業務に対する意欲	
		施設等の維持管理の適格性	
	③経費の 縮減等	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	10
指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額			
業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案			
④事業計 画を着実 に実施す るための 管理運営 能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	40	
	職員の能力育成（研修体制）		
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性		
	過去の類似事業の実績、評価		
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性		
	個人情報保護、情報公開への対応		
⑤地域へ の貢献等	安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	10	
	環境保全、環境に配慮した施設管理		
	育児休業制度、介護休暇などの配慮がなされているか 障がい者の就労支援への対応		
合計		100	

#### 4 審査結果等

<p>申請者（応募者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会（宮崎市）</li> </ul>				
<p>審査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査を行った結果、申請者は資格要件を満たしていると認められた。</li> <li>・指定管理候補者選定委員会を令和2年10月9日に開催し、書類審査を通過した者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行った。          審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。          公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会：423点</li> <li>・指定管理候補者選定会議を令和2年10月13日に開催し、選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行った。          選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。          公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会：85点</li> </ul>				
<p>選定結果</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1341 475 1435"> <p>指定管理候補者</p> </td> <td data-bbox="475 1341 1431 1435"> <p>公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会（宮崎市）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1435 475 1957"> <p>選定理由</p> </td> <td data-bbox="475 1435 1431 1957"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。</li> <li>・県立視覚障害者センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。</li> <li>・事業計画において、施設利用上有効な提案がなされていること。</li> </ul> <p>&lt;優れた提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する利用者ニーズの把握に努め、視覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。</li> <li>・広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>指定管理候補者</p>	<p>公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会（宮崎市）</p>	<p>選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。</li> <li>・県立視覚障害者センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。</li> <li>・事業計画において、施設利用上有効な提案がなされていること。</li> </ul> <p>&lt;優れた提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する利用者ニーズの把握に努め、視覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。</li> <li>・広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。</li> </ul>
<p>指定管理候補者</p>	<p>公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会（宮崎市）</p>				
<p>選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。</li> <li>・県立視覚障害者センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。</li> <li>・事業計画において、施設利用上有効な提案がなされていること。</li> </ul> <p>&lt;優れた提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する利用者ニーズの把握に努め、視覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。</li> <li>・広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。</li> </ul>				